

新規高卒者等住居支援促進事業 Q&A

項目	質問	回答
対象者	第2条3項にある、「高等学校等」は、専修学校や各種学校も含むのか。	<p>高等学校の課程に類する課程を置き、高等学校等就学支援金の支給対象となっている専修学校や各種学校は対象となります。</p> <p>対象となる学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州国際ビジネス専門学校（九州国際高等学園） ・佐賀星生学園 ・専門学校モードリゲル（高等課程） ・KTCおおぞら高等学院 ・神村学園高等学校佐賀武雄校
対象者	採用後、一定期間の研修後に勤務地が通勤圏外となった際に対象となるか。	住居支援制度の新設等の補助要件を満たせば対象となります。
対象者	新規高卒者等であれば、県内、県外を問わず対象となるのか。	県内、県外を問わず対象となります。
対象者	対象となる新規高卒者等とは高校卒業後3年以内の者となっているが、短期大学を卒業した者は対象か。また中退した場合はどうか。	短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）を卒業した者は対象外です。中退された場合で、高卒後3年以内であれば対象になります。
定義 (第2条)	通勤圏外として「個別の事情により通勤することが困難と知事が認める居住地」とはどのようなものを想定しているのか。	企業側の事情により寮への入居を必須としている場合や、新規高卒者等が家庭の事情により、転居せざるを得ない場合などを想定しており、個別の事情については、事前に御相談ください。

項目	質問	回答
補助対象事業 (第4条)	「高等学校等への直近の求人数が、令和2年度までで採用があった直近の年度の新規高卒者等の採用数を超過していること」とあるが、令和3年4月1日採用者を対象とする場合、求人数及び採用数はいつ時点のものか。	令和3年4月1日採用者を対象とする場合の求人数は、令和2年度に高等学校等に出された求人数であり、採用数は、直近の採用数が令和2年度の場合、令和2年度採用数、それ以前の場合は最も直近で採用した年度の採用数です。
補助対象事業 (第4条)	求人数にはハローワークへの求人数も含むのか。	高等学校等への求人数であり、ハローワークへの求人は含みません。
補助対象事業 (第4条)	採用数には、高校卒業後3年以内の者の採用数も含むのか。	新規高卒者等の採用数としており、高校卒業後3年以内の者の採用数も含まれます。
補助対象事業 (第4条)	令和3年3月に住宅支援制度を新設した場合は、対象外になるのか。	令和3年4月以降に制度を新設した場合を対象としています。
補助対象事業 (第4条)	増改築が対象になっているが、老朽化した寮の改築は対象となるのか。	単純な修繕は対象外です。トイレを洋式水洗化する、インターネットに対応するための工事を行うなど、従来よりも住環境の機能が向上するものについては、対象となります。個々の事例によつての判断になりますので、御相談ください。
補助対象事業 (第4条)	住居支援制度として手当新設等を考える際に、就業規則等の改正が必要になると思うが、どこか相談できる機関はないか。	社会保険労務士への御相談のほか、または、商工会議所、商工会、佐賀県産業イノベーションセンター（よろず支援拠点）などの支援機関に御相談ください。
補助対象事業 (第4条)	「・・・通勤圏外に居住する新規高卒者等を採用して・・・」とあるが、採用前の住所のことか。	採用前の住所です。

項目	質問	回答
補助対象事業 (第4条)	「・・・当該制度を適用・・・」とあるが、 どういう意味か。	新設した制度に基づき、手当の支給や寮への入居を開始したという意味で す。
補助対象事業 (第4条)	「・・・県内に居住・・・」とあるが、県境 近くの県外は対象ではないか。	県境近くであっても県外は対象となりません。
補助対象経費 (第5条及び別 表)	月毎に支出する経費、月毎に支出しない経費 とは具体的にどのようなものか。	月毎に支出する経費とは、例えば住宅手当等の給与費などを毎月支給される 場合を想定しています。また、月毎に支出しない経費とは、例えば寮等の賃 借料などを年間契約されている場合を想定しています。
補助対象経費 (第5条及び別 表)	交付決定の日の属する会計年度内に支払いが 完了する経費とは、いつまでに支払いを終え ておく必要があるのか。	交付決定を受けた年度の3月31日までに支払いを終えておく必要がありま す。
補助対象経費 (第5条及び別 表)	新規高卒者等を採用した後に制度を新設した 場合、対象となるのか。	制度を新設し、採用した新規高卒者等にその制度を適用した日以後の経費は 対象となります。ただし、対象期間は採用日から2年です。 なお、令和3年度においては事業初年度であることを鑑み、採用した後に制 度を新設し、採用日等に遡って制度を適用すれば、その日以後の経費を対象 とします。
補助対象期間 (別表)	補助対象期間は新規高卒者等を採用してから 2年間となっているが、この期間だけ住居支 援を実施するだけでよいか。	強制はできませんが、引き続き優秀な新規高卒者等を採用するために、補助 対象期間にかかわらず、制度を継続していただくようお願いします。